

研究活動・倫理研修会

資 料

2022

公正研究委員会

目 次

事 項	ページ
香川大学行動規範	1
香川大学コンプライアンス・ガイドライン [抜粋]	2
研究上の不正行為	3
研究上の不正行為の事例（文科省公表）	4
本学における申立て・告発等への対応フロー	5
研究不正に対する措置	6
研究上の不正行為に関する取扱規程（改定のポイント）	7
研究データ等の保管の重要性	8
研究活動に関する留意事項	9
研究インテグリティについて	10
本学で実施する研究倫理研修	11
研究倫理教育における研究室主宰者・研究機関の役割	12
後進への指導について	13
関係規定・資料等	14

平成17年 4 月 1 日制定

本学が、教育・研究機関として存続し、地域社会と一体となって発展を遂げていくためには、全ての教育・研究活動において、地域社会からの信頼をいただくことが、何よりも重要であります。

本学の役員及び職員は、教育・研究活動に関する法令を遵守するとともに、教育・研究倫理を徹底し、社会的良識をもって公正・公平かつ透明に業務を遂行し、地域社会からのご期待に応えるとともに、一層信頼される大学づくりに全力を尽くします。

—本学の理念—

- ・本学は、世界水準の教育研究活動により、創造的で人間性豊かな専門職業人・研究者を養成し、地域社会をリードするとともに共生社会の実現に貢献することを理念とします。

—学生諸君と共に—

- ・私たち役員及び職員は、本学の理念を实践(具現)するため、率先してリーダーシップを発揮します。私たちは学生諸君を大切にし、真摯に教育・研究活動に取り組み、学生諸君のため、ひいては地域社会のため、奉仕し研鑽していくことを目指します。

—役員及び職員と共に—

- ・個々の役員及び職員の人格と個性を尊重します。
- ・安全で働きやすい職場環境を確保し、明朗にして自由闊達な教育・研究環境をつくりまします。

—学術研究の進展と共に—

- ・学術と学術研究は社会と共に、そして社会のためにあることを認識し、自らの研究活動は社会の信頼と負託に応える責務を有することを自覚します。
- ・自らの研究活動と社会との健全な関係を図るため、誠実・公正な研究を遂行し、他の研究者の成果を適切に判断すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で対応します。
- ・研究上の不正行為が起こらない高潔な研究環境の整備に努めます。

—地域社会と共に—

- ・積極的な情報公開により、本学に対する理解と信頼の確保に努めます。
- ・環境保全の重要性を認識し、全ての教育・研究活動において環境への影響抑制に努めます。
- ・市民社会に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。
- ・社会の一員として、地域社会の発展のために貢献します。

—関係機関及び取引先と共に—

- ・政治・行政とは、健全かつ透明な関係を維持します。また、取引先は全て透明・公正に選定し、法令遵守のもと、質的に高くかつ安全確実な取引を行います。

平成17年4月1日制定

このガイドラインは、コンプライアンスの推進を図るため、「香川大学行動規範」に関する具体的事項を定め、もって本学に対する社会からの信頼を確保し、地域社会へ貢献することを目的とします。

「学術研究活動の自律的実現を図るために」

- (1) 自ら生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門的知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有します。
- (2) 科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、自らの研究姿勢を常に点検しつつ誠実に公正な研究を遂行します。
- (3) 科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を、科学的に示す最善の努力をすると共に、科学者コミュニティ、特に自らの専門領域における科学者相互の評価に積極的に参画します。
- (4) 自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努めると共に、科学技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解できるよう、常に最善の判断と姿勢を示すよう弛まず努力します。
- (5) 自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くよう努力します。
- (6) 他の研究者の成果を適切に判断すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で対応します。また、他の研究者の知的成果などの業績を正当に評価すると共に、研究者間の役割分担・責任を明確化し、名誉や知的財産権を尊重します。
- (7) 自らの研究、審査、評価、判断などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応します。
- (8) このガイドラインの趣旨に沿って誠実に行動し、研究・調査データを一定期間記録保存することや必要に応じて適切に開示を行うことなど、厳正な取扱いを徹底して、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為、二重投稿、不適切なオーサiershipなどの研究者倫理に反する行為を行わず、加担もしません。
- (9) 不正行為に対する対応について、その防止と併せ、自律・自浄作用の強化を認識・理解し、このことは研究活動を通じた人材育成・教育を行う上でも重要であることを銘記します。
- (10) 研究上の不正行為が起こらない高潔な研究環境の整備に努めます。そのために、研究の諸段階において、最大限の知的誠実さを堅持し、注意深く責任ある態度で研究を行い、不正行為が起こり得ない環境を醸成します。

香川大学における研究上の不正行為に関する取扱規程
(平成19年4月1日制定・令和4年6月改定)

—— 本学の定める不正行為 ——

本学の研究者等が研究活動を行う場合における以下に掲げる行為をいう。ただし、故意又は研究者等としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものに限る。

特定不正行為

- (i) **捏造** 存在しないデータ、研究成果等を作成すること。
- (ii) **改ざん** 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (iii) **盗用** 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

特定不正行為以外の研究活動上の不適切な行為

自己盗用・二重投稿、不適切なオーサiership等であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの。

不正使用

架空請求に係る業者への預け金、実態を伴わない旅費、給与又は謝金の請求等、虚偽の書類によって**使用規則等に違反して公的研究費を使用**すること。

研究上の不正行為の事例(文科省公表)

文部科学省の予算の配分又は措置による研究活動における不正行為認定事案(一覧)

番号	不正事案名	不正事案の研究分野	調査委員会を設置した機関名	不正行為に関与した者等 (所属機関、部局等、職名)	不正行為の種別 (捏造、改ざん、盗用等)
2021-1	昭和大学元講師による研究活動上の不正行為(捏造・改ざん等)の認定について	医学	昭和大学	昭和大学 医学部麻酔科学講座 元講師、元教授、元助教、助教	捏造、改ざん、不適切なオーサiership
2021-2	京都大学元教授による研究活動上の不正行為(捏造・改ざん)の認定について	地震地質学	京都大学	京都大学 大学院理学研究科 元教授	捏造、改ざん
2021-3	一橋大学教授による研究活動上の不正行為(盗用)の認定について	会計学	一橋大学 京都産業大学 松山大学	一橋大学 大学院経営管理研究科 教授	盗用
2021-4	関西大学教授による研究活動上の不正行為(盗用)の認定について	経済政策	関西大学	関西大学 教授	盗用
2021-5	鳥取大学元准教授による研究活動上の不正行為(盗用等)の認定について	農学	鳥取大学	鳥取大学 学術研究院農学系部門(農学部共同獣医学科) 元准教授	盗用、不適切なオーサiership
2021-6	名古屋大学元大学院生による研究活動上の不正行為(捏造・改ざん)の認定について	化学	名古屋大学	名古屋大学 元大学院生	捏造、改ざん
2021-7	会津大学教授による研究活動上の不正行為(自己盗用)の認定について	コンピュータ理工学	会津大学	会津大学 コンピュータ理工学部 教授(現 理事長兼学長)	自己盗用
2021-8	福岡歯科大学元准教授による研究活動上の不正行為(捏造・盗用)の認定について	細胞分子生物学	福岡歯科大学	福岡歯科大学 元准教授、東北大学 元准教授(福岡歯科大学元准教授の転出先所属の元准教授)	捏造、盗用
2021-9	北里大学元教授による研究活動上の不正行為(改ざん)の認定について	医学・放射線科学	北里大学	北里大学 医療系研究科 元教授	改ざん
2021-10	久留米大学教員による研究活動上の不正行為(二重投稿・自己盗用・不適切なオーサiership)の認定について	医学	久留米大学	久留米大学 医学部教授、医学部元准教授、医学部助教、人間健康学部教授	二重投稿、自己盗用、不適切なオーサiership
2021-11	名古屋大学元大学院生による研究活動上の不正行為(捏造・改ざん)の認定について	化学	名古屋大学	名古屋大学 元大学院生、教授、准教授	捏造、改ざん
2021-12	人間文化研究機構国立国語研究所准教授による研究活動上の不正行為(盗用)の認定について	日本語教育	人間文化研究機構	人間文化研究機構国立国語研究所日本語教育研究領域 准教授	盗用
2021-13	宮城学院女子大学准教授による研究活動上の不正行為(盗用)の認定について	人文社会科学	宮城学院女子大学	宮城学院女子大学学芸学部 准教授	盗用
2022-1	摂南大学、常葉大学教員等による研究活動上の不正行為(サラム出版、多重投稿、不適切なオーサiership)の認定について	経営情報、マーケティング	摂南大学、常葉大学、A公立大学	摂南大学教員、常葉大学元教員、A公立大学教員、B民間企業社員、C私立短期大学元教員、F自由業、G私立大学教員、H民間企業代表	サラム出版、多重投稿、不適切なオーサiership
2022-2	旭川医科大学教員による研究活動上の不正行為(二重投稿)の認定について	医学	旭川医科大学	旭川医科大学 准教授、元教授	二重投稿

本学における申立て・告発等への対応フロー

研究上の不正行為・研究活動における不正行為

1. 責任者・体制

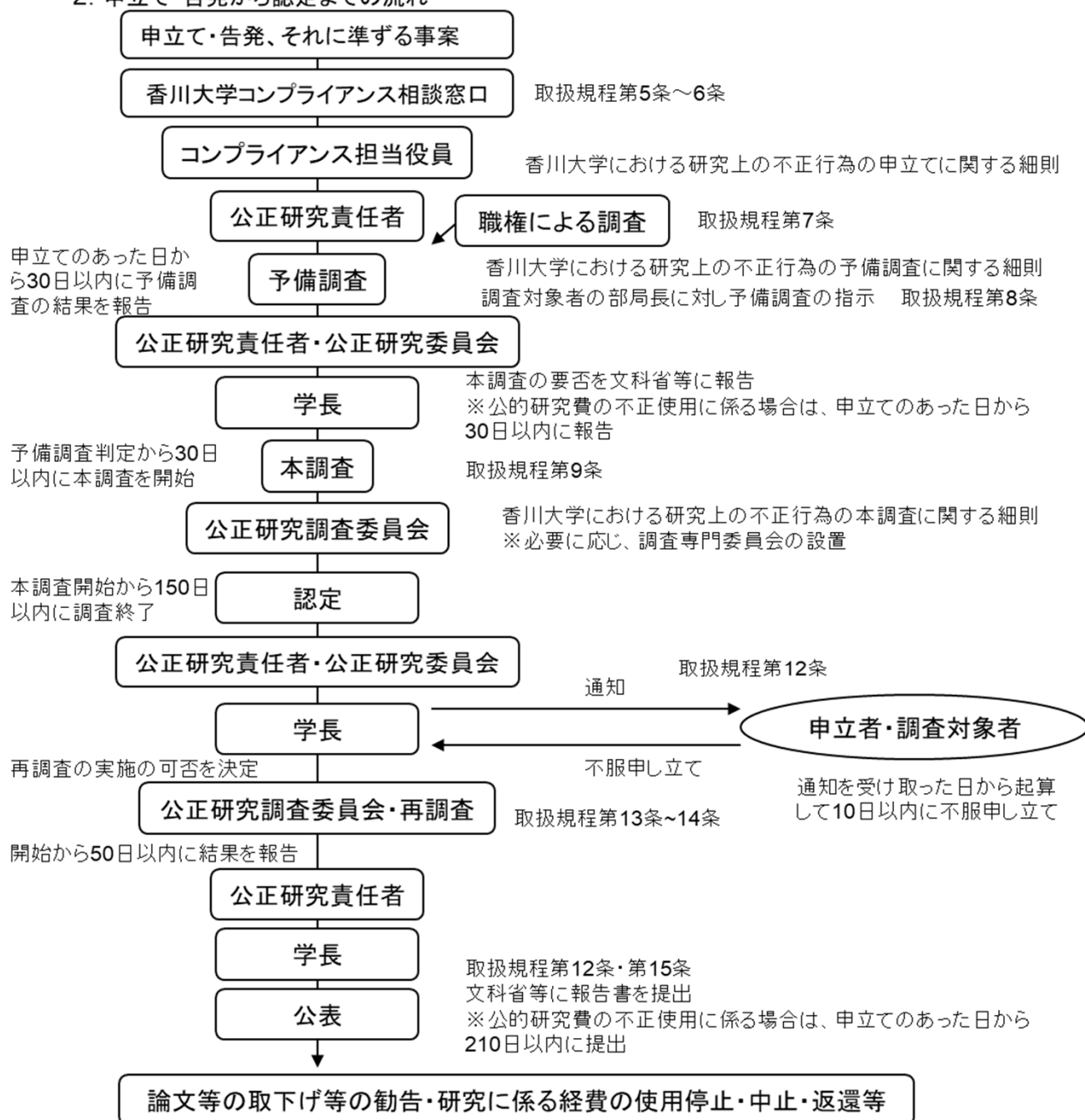
香川大学における研究上の不正行為に関する取扱規程（以下「取扱規程」）第3条

・責任者 公正研究責任者（学長が指名する理事）

・体制 公正研究委員会

（香川大学公正研究責任者及び公正研究委員会に関する規程）

2. 申立て・告発から認定までの流れ



研究不正に対する措置

研究不正（研究活動の不正行為、研究費の不正使用）が認定されると、個人に対する処分に止まらず、所属する研究機関に対しても、競争的資金の配分機関からの処分を受けることとなります。

法令や本学の定める規程等に基づき、研究不正が認定された場合、研究者等に対し、以下のような対応措置が取られます。

【研究不正が認定された場合の措置】

個人（研究者等）への措置

- 処分：懲戒（解雇、訓告、戒告）、厳重注意等
処分内容等の公表
- 競争的資金等への応募資格停止
- 研究費の使用停止
- 研究費の返還請求（全部または一部返還）
- 刑事告訴・民事訴訟 等
- 管理責任者（当該部局長等）に対する処分

研究機関に対する措置

- 研究不正が確認された研究活動に関する研究費の返還（全部または一部返還）
- 研究機関に対する間接経費の減額査定
- 不正経理と認められた取引業者との取引停止

研究上の不正行為に関する取扱規程(R4年度改定のポイント)

「国立大学法人香川大学における公的研究費の不正防止に関する基本方針・行動指針」

[令和4年6月改訂]

https://www.kagawa-u.ac.jp/files/5416/5647/1045/book_kihonhousin202206.pdf

■香川大学における研究上の不正行為の申立てに関する細則 [令和4年6月9日施行、令和4年6月1日適用] 抜粋
(申立ての取扱い)

第4条 悪意のある申立てを防止するため、申立ては原則として顕名によるものとし、特定不正行為を行ったとする研究者・グループ、特定不正行為の態様等、事案の内容を明示するとともに、不正とする科学的な合理性のある理由を示さなければならない。なお、申立者に調査協力を求める場合があること、調査の結果、悪意に基づく申立てであったことが判明した場合は、氏名の公表や懲戒処分、刑事告発を行う可能性がある。

2 匿名による申立てがあった場合でも、その内容に応じ、顕名の申立てがあった場合に準じた取扱いをすることができる。

7 不正行為の疑いが、報道やweb上に掲載されていること等を確認した場合は、申立てがあった場合に準じた取扱いをすることができる。ただし、不正事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限る。

■香川大学における研究上の不正行為に関する取扱規程 [令和4年6月9日施行、令和4年6月1日適用] 抜粋
(認定)

第11条 調査委員会は、前条に基づき調査対象者が行う説明を受けるとともに、本調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、調査対象者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為の認定を行うものとする。ただし、調査対象者の自認を唯一の証拠として不正行為と認定することはできない。

2 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬、関係書類等の不存等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、不正行為と認定することができる。

研究データ等の保管の重要性

■ 研究データ等の保存には、「研究者が研究を進める上での内在的な動機」と「公的活動としての研究に伴う責務」という両面がある。論文等の形で発表した研究成果に対して、後日、万が一にも研究不正の疑念がもたれるようなことが生じた場合に研究者が自らその疑念を晴らすことができるよう研究に関わる資料等を適切に保存しておくことは、共同研究者や所属研究機関及び研究資金提供機関に対する責任でもある。

■ 資料等の保存は、それらを生み出した研究者自身が主たる責任を負う。研究室主宰者や研究機関は、研究倫理教育の一環として資料保存に関わる啓発を行うとともに資料保存の環境整備に努めなければならない。また、研究者の転出に際して、保存対象となるものの状況を確認し、後日必要となった場合の追跡可能性を担保しておくことが求められる。

出典：科学研究における健全性の向上について（平成27年3月6日：日本学術会議資料）

本学で定める研究データ等の保存期間

資料（文書、実験ノート、数値データ、画像等の資料、アンケート調査資料など）

➡ **原則として、当該論文の発表後10年間**

ただし、各学域等において各研究分野の特性に応じ、これと別の定めをすることができるものとともに、保存スペースの制約など止むを得ない事情がある場合は、合理的な説明ができる範囲で廃棄することができる。

試料及び装置等（実験試料、標本等の試料、装置等）

➡ **原則として、当該論文の発表後5年間**

ただし、保存が本質的に困難なもの（不安定物資や実験により消費されてしまう試料など）や保存に多大な経費がかかるものについてはこの限りではない。

※医療分野、社会調査、個人データ、倫理上の配慮を必要とするもの等その扱いについて法律等で規定されているものはそれに従うものとする。

※特定の研究プロジェクトに関する成果物の取扱いについて、配分機関との間で別の取り決め等がある場合はそれに従うものとする。

香川大学における研究データの保存等に関する要項
（平成28年4月1日、平成28年10月1日改正）

研究活動に関する留意事項

(1) 軍事的安全保障研究に係る対応について

平成27年度から防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」による研究資金の募集が開始されましたが、本学は、日本学術会議の声明に沿い以下の原則にしたがって対応することとしています。
(平成30年2月教育研究評議会決定)

1. 軍事利用を目的とする研究は行わない。
2. 軍事利用を目的とする資金制度への応募及び資金の受入は行わない。

➡ 「安全保障技術研究推進制度」への応募は行わない

(2) 安全保障輸出管理について

我が国をはじめとする主要国では、武器や軍事転用可能な貨物（装置、試料など）・技術が、国際社会の安全を脅かすような国家又はテロリスト等に渡ることを防ぐため、輸出管理に関する国際的な枠組み（国際輸出管理レジーム）を作り、国際社会と協調して輸出や技術提供の管理を行っています。

これらの安全保障輸出管理の取組を「外国為替及び外国貿易法（外為法）」に基づき実施し、規制の対象となる「貨物の輸出」や「非居住者に対する技術の提供（役務取引）」を行う場合には経済産業大臣の許可が必要となります。これを無許可で行うと刑事罰や行政制裁が科される場合があります。よって、香川大学における安全保障輸出管理体制の整備と適切な輸出管理の実施を図るため、「国立大学法人香川大学安全保障輸出管理規程」を制定し、平成28年11月1日から施行しました。

➡ 「事前確認シート＜外国出張・海外研修用＞＜貨物輸出・技術提供用＞＜国際共同研究及び海外からの受託研究・寄付金・助成金等受入用＞」の提出

(3) 生物多様性条約に基づく名古屋議定書の発効批准に伴う対応について

「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分（通称：ABS）に関する名古屋議定書」が締結され、平成29年8月20日より施行されています。

➡ 遺伝資源の取得手続き

ABSの対象となる遺伝資源の取得をしようとする場合は、必ず事前に以下の手順に沿った手続きを行うものとする。

- ① カウンターパートとなる提供国側の研究者との共同研究の実施
- ② 共同研究契約書の締結と相互合意条件（MAT：Mutually Agree Term）の設定
- ③ 提供国政府からの事前同意（PIC：Prior Informed Consent）の取得

海外での生物 サンプルの採取

生物サンプル採取に対しては各国の法令があり、事前の許可が必要です。採取前に遺伝研ABS対策チームにご相談ください。



海外の生物サンプルの 持ち込み

海外の生物はその国の財産です。生物サンプルを無断で国外に持ち出すと罪に問われる可能性があります。



外国人留学生による 生物サンプルの持ち込み

留学生や訪問研究員が自国の生物サンプルを、自ら日本に持ち込み、研究を行う場合も生物多様性条約の対象となります。



海外の生物サンプルの 購入や受け取り

海外の共同研究者から生物サンプルを送付された場合や、国内で購入した外国由来の商品も、生物多様性条約の対象になる可能性があります。



© ABS学術対策チーム

研究インテグリティについて

これまで研究インテグリティ（研究の健全性・公正性）の確保については、不正行為への対応等が行われてきましたが、研究の国際化やオープン化が進む中、国際的に信頼性のある研究環境を構築することが必要です。

リスク軽減の観点から新たに確保が求められる研究インテグリティ

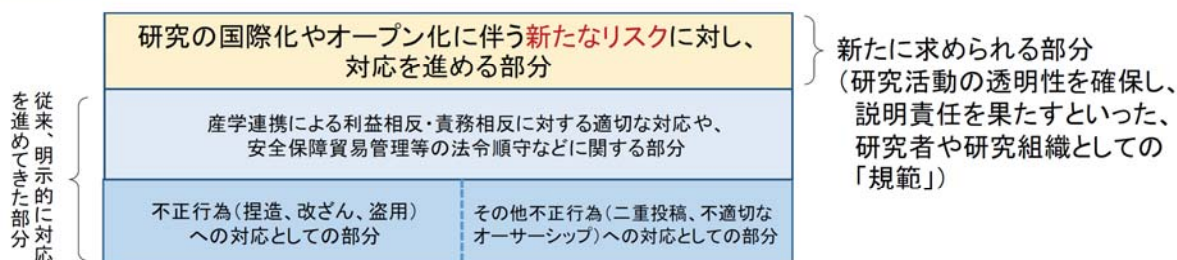


図 研究インテグリティ全体の構成

「大学及び公的研究機関における研究インテグリティの確保について（依頼）」（令和3年4月27日付文部科学省）において、今後取り組むべき事項として以下が示されました。

今後文部科学省より提示される、具体の取組に関するモデル等に基づき、関係部署において対応していく予定であり、研究者の皆さんにも協力をお願いすることとなります。

（１）研究者による適切な情報開示に関する取組

研究者が、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクを認識した上で、特に国際的な連携を行う際に、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たしていくことの重要性とともに、大学に対して必要な情報の報告・申告（当該情報が更新された場合における報告・申告を含む）を行うことの必要性の理解を促す。

（２）大学における対応に関する取組

大学が、所属する研究者の人事及び組織のリスク管理として必要な情報（※）を把握する（報告・更新を受ける）とともに、そのための利益相反・責務相反をはじめ関係の規程や管理体制を整備する。また、報告・更新を受けた情報に基づき、産学連携活動における適切なリスクマネジメントを行う。

※職歴・研究経歴、兼業等の所属機関・役職、当該大学外からの研究資金や研究資金外の支援及び当該支援の相手方

（３）研究資金配分機関等における対応に関する取組

研究資金の申請時に、申請する課題の研究代表者・研究分担者等に対して、国内の競争的資金の受入状況等の情報に加え、国外からの研究資金の受入状況を含め研究活動の透明性確保のために必要な情報の提出を求める。

※全ての競争的研究事業において以下情報の提出を求める

- ①国内の競争的研究費のみならず、国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、全ての現在の研究資金の応募・受入状況に関する情報
- ②全ての現在の所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む）に関する情報

【参考】研究インテグリティの確保（香川大学・学内サイト） **NEW**

https://www.kagawa-u.ac.jp/in_school/staff/15570/28640/

▶▶▶▶▶ 本学で実施する研究倫理研修

本学では、「国立大学法人 香川大学における公的研究費不正防止に関する行動指針」（平成27年3月1日決定、令和3年12月23日一部改正）に基づき、研究者等の意識向上のため、以下の活動を実施しています。

▶ 『研究者共通教育』

全教職員に、一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）が提供している「CITI Japan e-learning 教材」の受講を義務付けています（5年間有効）。

重要

- 「研究者基本コース（医学系・人文社会科学系・理工系）」から選択して受講して下さい。
- 前回受講完了から5年経過される方
5年間の有効期限の1か月前を目安に、研究協力課より、更新受講について通知いたします。
- 本年度着任された方で、上記プログラムを初めて受講される方
受講いただく準備が整い次第、研究協力課より通知しますので、その後受講願います。
- 本年度着任された方で、他機関で上記プログラムの受講実績のある方
本学で必要な領域及び単元を全て受講している場合には、本学で受講したものとみなし、受講日から起算して5年間を有効とします。
- 有効期限が切れると競争的資金に係る申請手続きができなくなりますのでご注意ください。

▶ 『研究倫理研修会』

公正研究責任者等により、各学部教授会等において、研究倫理に係る研修会を実施しています。

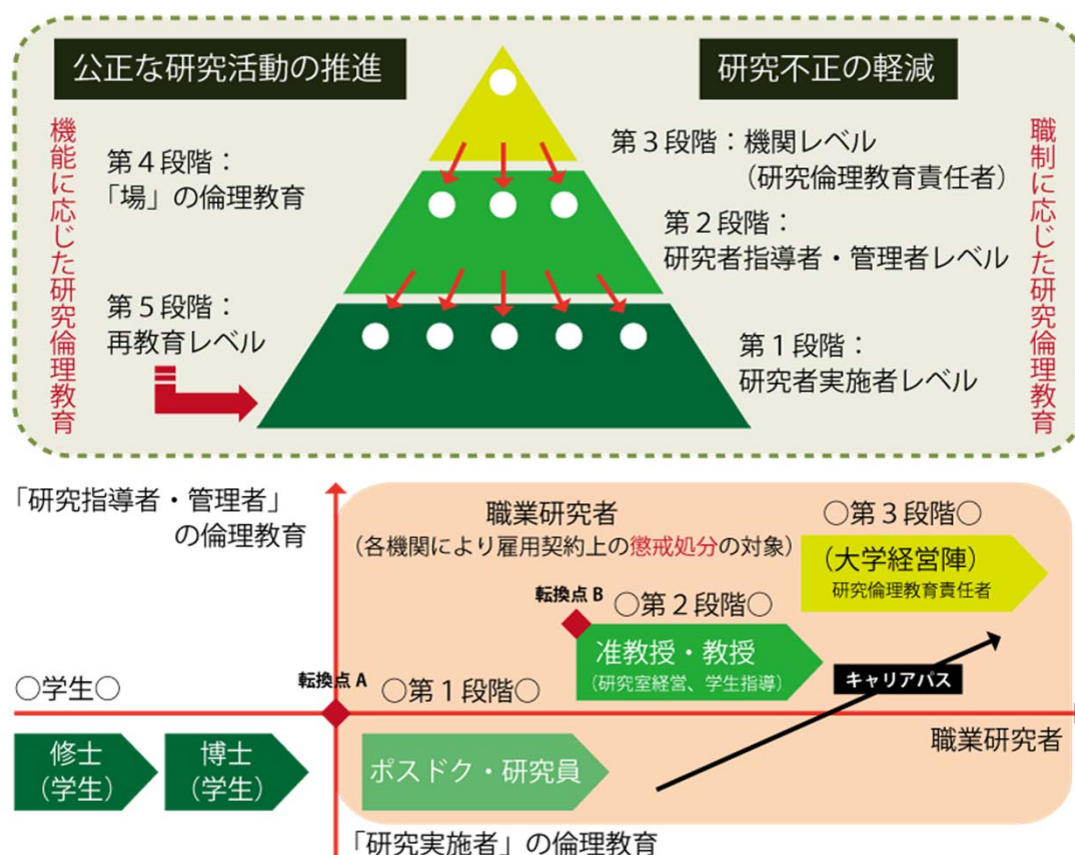
▶ 『分野別研究倫理教育』

各部局により、研究分野等の特性に応じた研究倫理研修を実施しています。

研究倫理教育における研究室主宰者・研究機関の役割

個々の研究者が実践すべき、研究倫理・行動規範遵守、安全確保・事故防止、資料及び試料等の保存について、研究室主宰者及び研究機関の長は、研究活動の健全性が担保されるよう、それぞれの立場で適切な教育・指導と環境整備に努めなければならない。

出典：科学研究における健全性の向上について（平成27年3月6日：日本学術会議資料）



出典：「博士人材の研究公正力(2)：研究倫理教育の類型学」情報管理 Vol.60

本学で行われている学生向け研究倫理教育

- 学部学生については、全学共通科目（大学入門ゼミ）等で研究倫理の授業を実施
- 大学院生については、入学時のガイダンスで研究倫理教育を実施
- 大学院生については、平成31年度から、1単位の研究倫理の内容を盛り込んだ授業科目を全学的な共通科目とし、必修化
- 医学部、医学系研究科では講義にe-learning教材を活用

後進への指導について

科学研究は、それまで営々と積み上げられてきた知識の継承が前提となっていますが、研究を担う人を次の時代のために育てていくことも、科学の発展にとって不可欠であり、後進を指導することは、現在の科学者にとっての大きな責任です。特に教育機関である大学においては、学生や若い研究者（メンティー）と、これを指導する者（メンター）との関係は重要です。

メンターとしての指導責任について

メンターは、「科学者とは何であるか」、「科学研究の目的とは何か」、「それは人類の福利にどのように貢献できるのか」といった科学者の根源的な役割や社会的責任に関わる問いを継続的に投げかけ、後進の科学者であるメンティー（大学院生等）の対話を通して、価値観の共有を図り、「科学者になること」について指導する必要がある。単なる「科学」教育ではなく、「科学者教育」を目指し、科学者が共有すべき価値を健全な形で継承し、社会から信託の得られるプロフェッションとしての科学者コミュニティの継続、発展に努める必要がある。

博士課程の学生の指導と責任ある論文審査について

博士課程の学生は、科学研究の世界に入る最も大事な時期であり、将来の独創的な研究にしても、博士課程の時期の着想や研究指導が大きな影響を与えることは少なくない。指導教員と学生との間でより良いコミュニケーションを取りながら、学生が誠実な科学者として育つよう十分な指導をしていくことが必要である。研究成果の集大成として、博士論文を纏めるが、これも研究論文の一つであり、博士論文が認められ博士の学位が授与されるということは、誠実な科学者を養成する課程を修了したことの証であり、博士の学位が世界中に通用することを鑑み、その「質の保証」に十分に意を配る必要がある。「質の保証」が不十分なものになれば、学位を有する個々の科学者に対する信頼はもちろんのこと、科学研究全体への信頼を傷つけることにもなりかねない。学位論文のテーマ設定、研究の過程、論文のとりまとめに至るまで指導教員のきめ細かな指導が必要となる。また、論文の審査は、誠実な科学者としての質の保証の責任を十分に認識しながら、透明性と公平性を保ち審査にあたる必要がある。

科学の健全な発展のためにー誠実な科学者の心得ー 日本学術振興会 抜粋

学生向けの研究倫理学習サイト

■研究公正ポータル／THE LAB バーチャル体験型学習シミュレーション（JST）

https://www.jst.go.jp/kousei_p/measure_the_lab.html

■研究公正／研究倫理教材（日本学術振興会） <https://www.jsps.go.jp/j-kousei/rinri.html>

関係規定・資料等

香川大学

公的研究費の不正使用防止及び研究活動の不正防止に関する取組み

<https://www.kagawa-u.ac.jp/information/approach/injustice/>

〔行動規範、不正防止に関する基本方針等〕

- ・香川大学行動規範
- ・香川大学コンプライアンスガイドライン
- ・国立大学法人香川大学における公的研究費の不正防止に関する基本方針・行動指針
- ・国立大学法人香川大学における公的研究費の不正防止計画

〔公的研究費の適正な運営・管理に係る規程等〕

- ・国立大学法人香川大学における公的研究費の運営及び管理に関する取扱規程
- ・公的研究費の不正防止に関する責任体系

香川大学 研究費使用ハンドブック（令和4年4月改訂版）

https://www.kagawa-u.ac.jp/files/3516/5058/6491/kenkyuhishiyohandbook_20220401.pdf

研究倫理教育(APRIN: e-learning)について

https://www.kagawa-u.ac.jp/in_school/staff/15570/aprine-learning/

日本学術会議

科学者の行動規範概要(改定版) 日本学術会議（平成25年1月）

<http://www.sci.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-s168-1.pdf>

文部科学省

研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月）

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/_icsFiles/afieldfile/2014/08/26/1351568_02_1.pdf

研究インテグリティ **NEW**

https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/integrity/index.html

経済産業省

安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）第三版 （平成29年10月公表）

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku.html>

国立遺伝学研究所 A B S 学術対策チーム

「遺伝資源の取得の機会、およびその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分(ABS)」解説

http://nig-chizai.sakura.ne.jp/abs_tft/

令和4年度研究倫理研修会

「公的研究費の不正使用防止について」

統括管理責任者

I. 公的研究費に係る不正事例・処分等

はじめに

- 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」では、競争的資金等の運営管理に関わる全ての構成員に、不正防止対策の理解や意識を高める内容として、**不正が発覚した場合の機関の懲戒処分、自らの弁償責任、配分機関における申請等資格制限、研究費の返還等の措置等について説明**することとしています。
- 研究機関におけるコンプライアンス教育等において、本事例を活用し、不正により研究者に重大な影響があることを改めて周知を図るなど、適正な公的研究費の運営管理に努めてください。

研究者に対する措置

公的研究費は、国民の貴重な税金を原資として成り立つため、**助成機関の使用ルールや、研究機関における使用ルール**により適切に管理されることが必要です。その**使用ルールの誤った理解により、思わぬ不正に繋がるケースが多く、注意が必要です**。そのためには、それぞれの使用ルールの確認などについて、日頃から**研究機関の事務担当者等に相談することが大切です**。

不正に関与した研究者に対する措置は、主に以下のような措置があります。

人事処分

【所属機関の懲戒規程等】

※懲戒の事例として、懲戒免職、停職、減給等があります

不正使用金額の返還

【補助金適化法又は委託契約条項】

※不正使用した当時から返還までの期日に応じた加算金等が加算されます

刑事処分

【刑法】

※悪質な不正使用事案の多くは詐欺罪を適用されています

競争的資金の 応募資格制限

【関係府省申合せ】

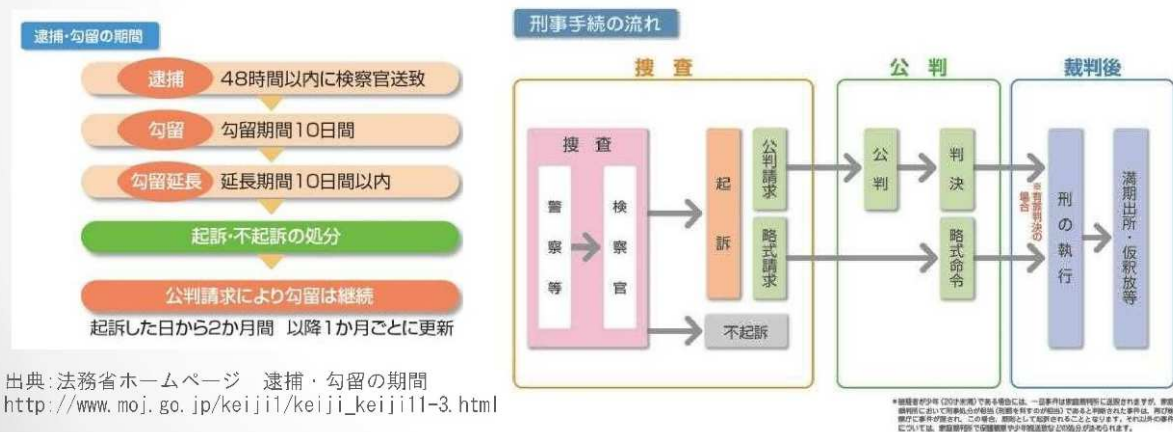
※平成24年度の改正に留意（4頁を参照）してください

文部科学省ホームページ掲載「研究機関におけるコンプライアンス教育用コンテンツ」より抜粋

刑事処分

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」では、私的流用など、**行為の悪質性が高い場合には、刑事告発や民事訴訟があり得ることなど、法的な手続きに関しても内部規程上、明確に位置づけ、構成員に周知徹底することを求めています。**

実際に私的流用により、刑事告訴、逮捕、拘留、起訴され、懲役刑の判決を受けている事例があります。



競争的資金の応募資格制限

平成24年度の「競争的資金の適正な執行に関する指針」の改正において、**特に悪質な不正使用の事案に対しては厳しく対処するとともに、不正使用の内容に応じて、応募資格を制限することとしました。**

応募制限の対象者	不正使用の程度と応募制限期間
不正使用を行った研究者と共謀者	私的流用の場合、10年
	私的流用以外で ① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高い場合、5年 ② ①及び③以外の場合、2～4年 ③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低い場合、1年
	不正受給を行った研究者と共謀者 5年
善管注意義務違反を行った研究者	不正使用を行った者の応募制限期間の半分 (上限2年、下限1年、端数切り捨て)

※ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合は、応募資格制限をせず、厳重注意を通知する。

参考: 内閣府HP:
<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin1.pdf>

文部科学省ホームページ「研究機関におけるコンプライアンス教育用コンテンツ」より抜粋

3-1. 不正発生のメカニズム

米国の犯罪学者であるクレシー教授は、不正は「動機」「機会」「正当化」の三要素が全て揃ったときに発生すると説明しています。

不正を働いた「動機」

「動機」とは不正を実際に行う際の心理的なきっかけを指します。

例えば、他人と共有できない金銭的な問題や業績ノルマ達成に対するプレッシャーなどが挙げられます。

不正の実行を可能にした「機会」

「機会」とは不正を行おうとすれば可能な環境が存在する状態を指します。

例えば、担当者が本来分掌して行なうべき複数の重要な業務を長期間に渡って一人で行なったり、権限や業務分掌を逸脱できる状況、それらに対して必要なけん制・チェック機能が働かない状況などです。



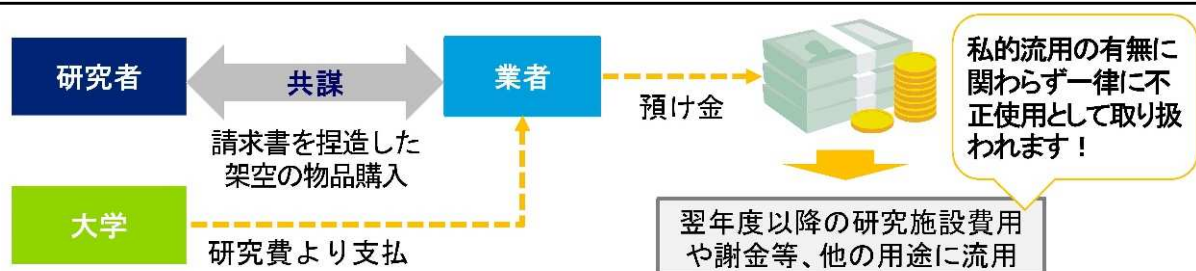
自らの行為を容認する「正当化」

これは不正の実行を思いとどまらせるような倫理観等の欠如を指します。

完璧な管理体制の構築は不可能である以上、個人の倫理観は不正予防に重要であるといえます。

3-2. 事例紹介①架空発注と預け金による不正

架空発注により業者に預け金を行う行為は不正使用に該当します。



不正発生の要因分析

- 使用用途、使用年度に関らず、研究費を自由に使用したかった(動機)
- 発注から納品までを研究者自らが行うシステム(機会)
- 規則に対する遵守意識および公的資金であるという認識の欠如(正当化)

措置

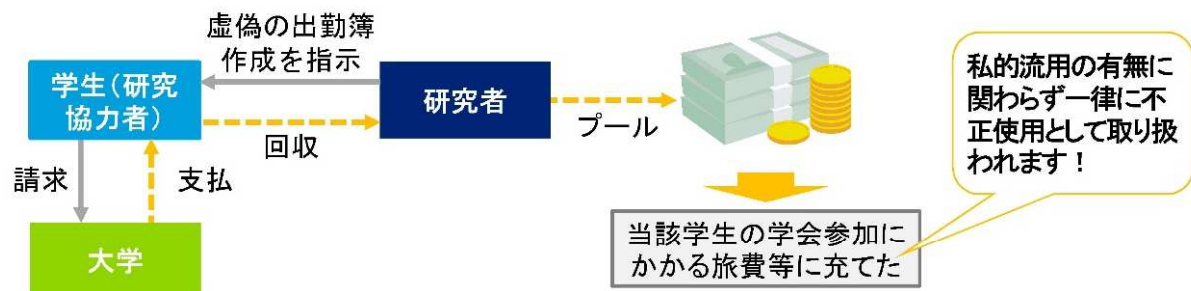
- 補助金の返還命令
- 最長5年の競争的資金への申請及び参加資格制限
- 関係業者に対して一定期間の取引停止
- 懲戒処分等機関内での人事処分

重要なポイント

繰越事由に合致し繰越制度を適切に利用すれば不正など行わなくとも翌年度使用は可能であった。

3-3. 事例紹介②架空人件費(謝金)による不正

研究協力者に支払う給与について、実際より多い作業時間を出勤簿に記入して請求することは不正使用に該当します。



不正発生の要因分析

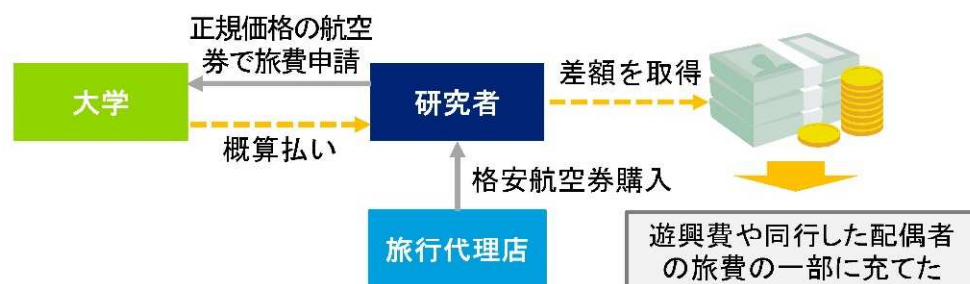
- 使用用途に関らず、研究費を自由に使用したかった(動機)
- 勤怠管理が研究室任せで、事務部門が勤務実態を把握していない(機会)
- 規則に対する遵守意識および公的資金であるという認識の欠如(正当化)

措置

- 補助金の返還命令
- 最長5年の競争的資金への申請及び参加資格制限
- 懲戒処分等機関内での人事処分

3-4. 事例紹介③架空旅費交通費による不正

実際に要した金額以上の経費を申請することは水増し請求であり不正使用に該当します。



不正発生の要因分析

- 研究費を私的目的で使用したかった(動機)
- 出張が申請どおりに行われたかどうかのチェック体制の不備(機会)
- 規則に対する遵守意識および公的資金であるという認識の欠如(正当化)

措置

- 補助金の返還命令
- 10年の競争的資金への申請及び参加資格制限
- 懲戒処分等機関内での人事処分

ガイドライン改正の概要(令和3年2月改正 文部科学大臣決定)

不正が発生する機関では・・・

<主な要因>

- 1.不正防止のPDCAサイクルの形骸化 →PDCAサイクルが繋がらない、うまく回せていない。
- 2.組織全体への不正防止意識の不徹底 →組織全体で研究費不正防止の意識が低い、意識の共有が出来ていない。
- 3.内部牽制の脆弱性 →体制を含む事務チェックが機能していない、内部監査結果が不正防止対策に活用されていない。

改正の内容 ～不正防止対策強化の3本柱～

目的

- 研究機関全体の意識改革を図り、**研究費不正の防止に関する高い意識を持った組織風土を形成**するとともに、組織風土に合わせた防止策で**実効的かつ効率的な対策**を実現する。
- これまでの各研究機関の取組状況や不正事案の発生要因を踏まえ、**従前のガイドラインの記述の具体化・明確化**を図る。

ガバナンス の強化

最高管理責任者の
リーダーシップと
役割の明確化

意識改革

コンプライアンス教育・
啓発活動による意識向上
全構成員への意識の浸透

不正防止システム の強化

監査機能の強化

不正を行う
「機会」の根絶

改正ガイドライン

6

整備

各研究機関：令和3年度を「不正防止対策強化年度」と位置付け、各機関で再点検を行い体制整備を推進
文部科学省：各研究機関における体制整備状況のモニタリング及び指導を強化

文部科学省ホームページ掲載「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）の改正概要」及び説明資料より抜粋

本学でも、令和3年度に取組みの再点検と体制整備を実施。

- ・ 公的研究費の不正防止に関する基本方針・行動指針・不正防止計画を改正
- ・ ホームページに学長メッセージを掲載
- ・ ポスター「研究への信頼は私たち自身の手で守る！」を学内に掲示

研究への信頼は 私たち自身の 手で守る！

研究活動における不正や不適切な研究費の執行は、研究者本人の研究活動が困難になるばかりでなく、その不正が発生した研究機関の社会的信頼まで損なうこととなり、ひいては、わが国の科学技術の発展を妨げることも繋がります。

香川大学では、不正研究や研究費不正の防止に関する高い意識を持った組織風土を構築し、研究費不正の根絶に大学全体として取り組んでいます。

不正行為申立て窓口

(香川大学コンプライアンス相談窓口)

○学内窓口：企画総務部総務課

メール：「相談等受付フォーム」より

TEL：087-832-1199

(平日 9:00～12:00、13:00～17:00)

○学外窓口：大平昇法律事務所

メール：noboru.ohira@nifty.com

TEL：087-823-3201

(平日 9:00～17:30)

公的研究費相談口

学術部研究協力課

メール：kaken-ao-h@kagawa-u.ac.jp

TEL：087-832-1314

詳細はこちらをご覧ください。

香川大学ホームページ

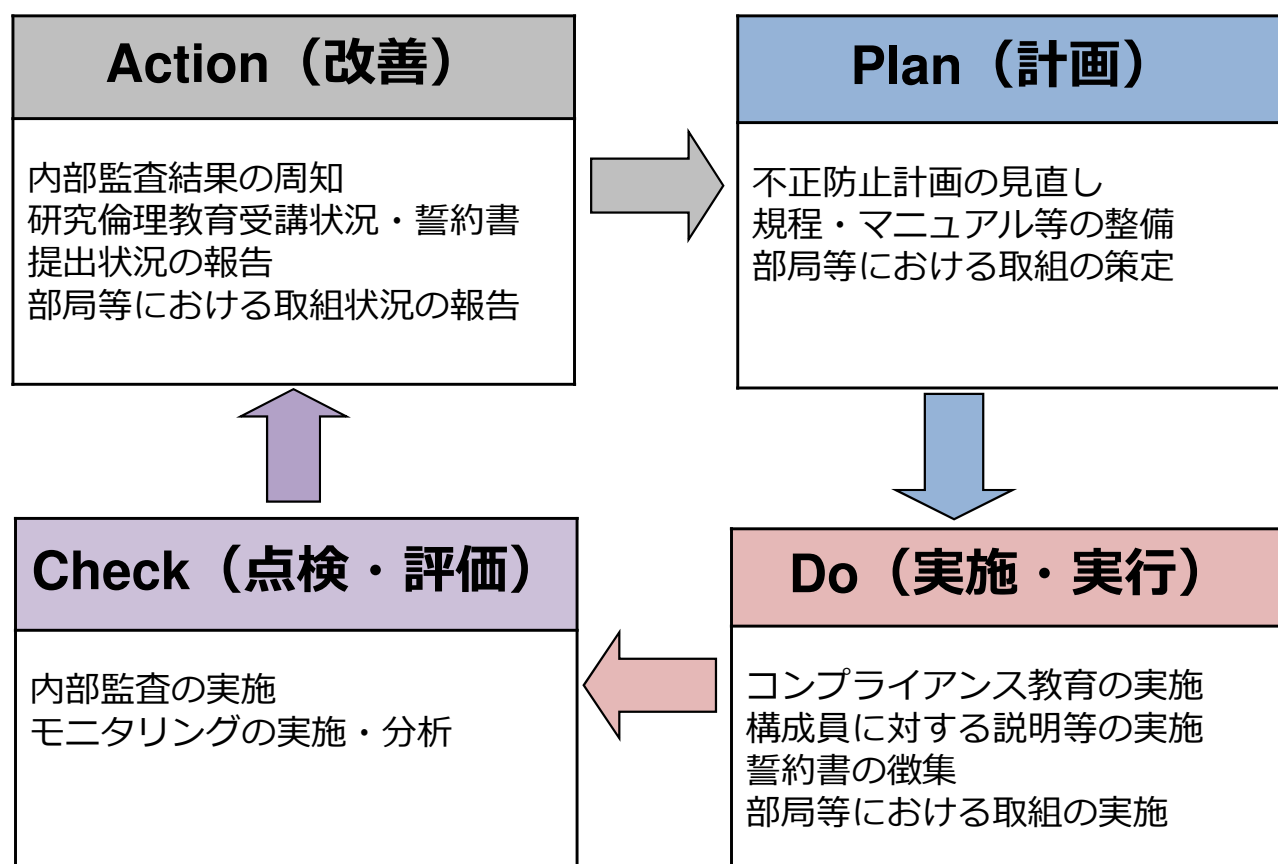
(公的研究費の不正使用防止及び
研究活動の不正防止に関する取組み)



NO盗用 NO捏造 NO改ざん NO出張 NO不適切なオナーシップ NO加謝金 NO預け金 NO重複受給 NO期入れ NO品名替え
STOP! 研究不正

II. 不正防止の取組

本学では、下記のPDCAサイクルを有効に機能させて、研究費の不正使用等の防止に取り組んでいます。



- リスク・課題の把握および関係規程・体制等の改善のためには、研究者からのフィードバックが不可欠です。
- 不正防止のための新たな関係規程・体制等の運用には、研究者の理解と協力が不可欠です。

【関係資料等】

文部科学省ホームページ

研究機関における公的研究費の管理・監査

- ・「公的研究費に係る不正事例(研究機関におけるコンプライアンス教育用コンテンツ)」

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1368865.htm

- ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に係るコンプライアンス教育用コンテンツ」

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1350200.htm

香川大学ホームページ

公的研究費の不正使用防止及び研究活動の不正防止に関する取組み

<https://www.kagawa-u.ac.jp/information/approach/injustice/>

本学における公的研究費の不正使用防止及び研究活動の不正防止に関する取組み

公的研究費の不正使用防止及び研究活動の不正防止に関する取組み

研究活動における不正行為や公的研究費の不正使用は、研究者本人の研究活動が困難になるばかりでなく、その不正が発生した研究機関の社会的信頼まで損なうこととなり、ひいては、わが国の科学技術の発展を妨げることに繋がります。

香川大学では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文科科学大臣決定、平成26年2月18日改正、令和3年2月1日改正)、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文科科学大臣決定)に沿って、関係規則等を整備し、研究活動における不正行為に対応する適切な仕組みを整えとともに、公的研究費の適正な運営のために必要な施策の推進を行ってきました。今後はさらに、研究機関全体の意識改革を図ることにより、不正研究や研究費不正の防止に関する高い意識を持った組織風土を構築し、研究費不正の根絶に大学全体として取り組んでまいります。

令和3年12月23日
国立大学法人香川大学
学 長 寛 善 行

公的研究費の管理・監査、不正防止に関する本学の姿勢、取組み

【行動規範、不正防止に関する基本方針等】

- ・香川大学行動規範 
- ・香川大学コンプライアンスガイドライン 
- ・国立大学法人香川大学における公的研究費の不正防止に関する基本方針・行動指針  (PDF:367KB)
- ・国立大学法人香川大学における公的研究費の不正防止計画  (PDF:251KB)

【公的研究費の適正な運営・管理に関係する規程等】

- ・国立大学法人香川大学における公的研究費の運営及び管理に関する取扱規程 
- ・公的研究費の不正防止に関する責任体系  (PDF:138KB)

【研究倫理教育について】

- ・研究倫理教育の実施に関する要項 
- ・令和3年度研究倫理研修会資料  (PDF:8868KB)

(参考教材)

- ・日本学術振興会『科学の健全な発展のために-誠実な科学者の心得-』(テキスト教材・e-ラーニング教

大学案内

+ 大学概要

+ 中期目標・中期自己点検・評価

- 大学の取り組み

- 香川大学改革第4期-START-
- 教育改革
- 国際化の基本戦略課題
- 次世代育成支援法に基づく行動
- 香大生の夢プロジェクト事業
- ものっそ香大★プログラム
- 経済学部学生プロジェクト事業
- 環境に対する取組報告書
- 教育研究水準のめざす取り組み
- 大学の特色ある
- 公的研究費の不正及び研究活動に関する取組
- 多様な人材の育成
- 女性活躍推進法行動計画
- 香川大学ソーシャル利用に関する香川大学ハラス宣言

+ 学長室

香川大学ホームページより抜粋

<https://www.kagawa-u.ac.jp/information/approach/injustice/>

公的研究費相談窓口

公的研究費に関する事務処理手続き及び使用規則等に関する相談を受ける窓口として、公的研究費相談窓口を設置しています。公的研究費に関するルール等について、お気軽にお問い合わせください。

公的研究費相談窓口

〒760-8521 香川県高松市幸町1-1

学部研究協力課

TEL 087-832-1314 FAX 087-832-1319

E-Mail kaken-ao-hokagawa-u.ac.jp

※メール送信の際は、○を@に換えてください。

不正行為申立て窓口

公的研究費の不正使用及び研究活動の不正行為に係る申立てや情報提供等に対応するための通報窓口として、「不正行為申立て窓口」を設置しています。不正行為に係る調査は、香川大学公正研究責任者及び公正研究委員会が行います。

不正行為申立て窓口(香川大学コンプライアンス相談窓口)

○学内窓口

企画総務部総務課

〒760-8521 香川県高松市幸町1-1

専用電子メール「相談等受付フォーム」

TEL 087-832-1199(電話受付時間 平日9:00~12:00、13:00~17:00)

FAX 087-832-1053

○学外窓口

大平昇法律事務所

電子メール noboru.ohira@nifty.com (@を半角に直してご利用下さい)

電話 087-823-3201 (受付時間 9:00~17:30 (土、日、休日を除く))

文書送付

〒760-0020 香川県高松市錦町1丁目23-13

大平昇法律事務所

ファクシミリ 087-823-3202

留意事項 当該事務所においては、受付のみを行い、法律相談等を行うものではありません。

香川大学ホームページより抜粋

<https://www.kagawa-u.ac.jp/information/approach/injustice/>

研究機関における不正使用事案

令和3年度

番号	研究機関名	不正が行われた年度	不正の種別	不正に支出された研究費の額	不正に関与した研究者数 (実人数)	最終報告書提出日	最終報告書の概要 (調査結果、再発防止策、関係者の処分等) ※「研究機関が行った措置」については、進捗状況に応じて更新
202101	久留米大学	平成25年度～令和元年度	目的外使用、カラ出張	7,010,459円	3人	令和3年5月25日	久留米大学における公的研究費の不正使用について(PDF:124KB) 
202102	大分大学	平成27、29、30年度	旅費の架空請求及び過大請求	241,760円	1人	令和3年7月29日	大分大学における公的研究費の不正使用について(PDF:103KB) 
202103	岩手大学	平成25年度～平成30年度、令和2年度	カラ謝金、カラ出張、旅費の水増し請求	1,686,792円	1人	令和3年9月21日	岩手大学における公的研究費の不正使用について(PDF:97KB) 
202104	関西医科大学	平成26年度～令和元年度	目的外使用	4,531,675円	4人	令和3年7月12日	関西医科大学における公的研究費の不正使用について(PDF:158KB) 
202105	山形大学	令和元年度～令和2年度	目的外使用	19,793,833円	2人	令和3年12月28日	山形大学における公的研究費の不正使用について(PDF:196KB) 
202106	神奈川大学	令和2年度	カラ雇用 目的外使用	385,310円	1名	令和3年11月16日	神奈川大学における公的研究費の不正使用について(PDF:175KB) 
202107	茨城県立医療大学	令和2年度	目的外使用	1,525,727円	1名 ※不正に関与したのは元事務局職員である。	令和4年3月9日	茨城県立医療大学における公的研究費の不正使用について(PDF:165KB) 
202108	滋賀県立大学	平成25年度～令和2年度	カラ雇用	2,861,547円	1名	令和4年3月28日	滋賀県立大学における公的研究費の不正使用について(PDF:183KB) 

文部科学省ホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

◇番号：202101

◇研究機関名	久留米大学	◇不正の種別	目的外使用及びカラ出張
◇不正が行われた年度	平成 25 年度～ 令和元年度	◇最終報告書提出日	令和 3 年 5 月 25 日
◇不正に支出された 研究費の額	7,010,459 円	◇不正に関与した 研究者数	3 人

◇経緯・概要	
【発覚の時期及び契機】 令和 2 年 5 月 1 日、学内から内部監査室へ医学部動物実験センター A 元准教授による研究費不正使用に関する通報があり発覚した。 【調査に至った経緯等】 「久留米大学における研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」（以下、「規程」という。）に基づき設置された予備調査委員会により調査を行った結果、公益通報の内容には合理性があると認められたことから、令和 2 年 5 月 18 日、最高管理責任者は学外委員 3 名を含む 6 名からなる「研究費の不正行為に関する調査委員会」を設置し、本調査を行うことを決定した。	
◇調査	
【調査体制】 「規程」に基づき、調査委員会（学内委員 3 名、学外委員（弁護士、公認会計士、大学教授）3 名）を設置して調査を実施した。 【調査内容】 ・調査期間 令和 2 年 6 月 12 日～令和 3 年 4 月 13 日 ・調査対象 対象者：当該教員及び関与が疑われた教員 対象経費：当該教員に係るすべての研究費 ・調査方法 証拠書類が保管されている期間（平成 24 年度から令和元年度）関係書類及び現物を確認し、関係者へのヒアリングを行った。	
◇調査結果	
【不正の種別】 目的外使用、カラ出張 【不正の具体的な内容】 ・動機、背景 動物実験センター所長は医学部教授の兼任でセンターに常駐しておらず、専門的な業務に従事する動物実験センター内においては A 元准教授が日常業務について実質的に単独で裁量を働かすことができる立場にあった。センターの他の教職員は、このような地位に長年就いていた A 元准教授に異を唱えられない雰囲気醸成されていた。 ・手法 (1) カラ出張 A 元准教授がインターネットで航空券を予約し料金を立替えて支払い、領収書が発行された後にキャンセルして払い戻しを受けていた。キャンセル前に発行していた領収書で虚偽の旅費の請求を行い、	

実際には行ってない出張旅費を受け取っていた。

(2) 目的外使用

学内研究費または共同研究費で10万円未満の物品の場合、A元准教授が動物実験センターの事務職員を介さず、自身で発注し、業者からもA元准教授本人に直接納品させていた。A元准教授は検収担当者に印鑑を持って来させ、自ら検収印を押印していた。検収担当者がA元准教授に対し強く意見が言えない状況にあり、検収担当者は印鑑を渡すことが手続上適正ではないと認識しつつも、それを指摘することができなかった。冷凍庫は業者に直接自宅へ配送させていた。

不正に購入した物品のうち、タブレット端末、HDDやSSD、ダイエット食品、活動量計、エタノール、ドラムユニット、トナーカートリッジはネットオークションに同一規格品が出品され売却されており、売却代金を領得していたものと認定した。

(3) 研究代表者の善管注意義務違反

人間健康学部B教授は研究代表者として研究費の支出に責任があるにもかかわらず、研究費のほとんどをA元准教授に使用せしめて研究費の管理を怠ったことがA元准教授による目的外使用を許した。

(4) 研究分担者の善管注意義務違反

医学部C教授はA元准教授からダイエット食品の購入を依頼されて漫然とそれを承認した。

・不正に支出された研究費等の種類、額及びその使途（私的流用の有無）

資金の種類別	不正使用額	不正が行われた年度	不正に関与した研究者数
科学研究費助成事業	520,020 円	平成 27 年度	3 人
学内研究費	4,178,749 円	平成 25 年度～30 年度	1 人
共同研究費	2,311,690 円	平成 26 年度、29 年度～令和元年度	1 人
計	7,010,459 円		(実人数※) 3 人

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

・私的流用の有無

出張先に行ったことを示す客観的な証拠がなく、不正に領得した金銭を研究目的に使用したことを示す証拠も存在せず、不正に領得した金銭は自身の給与が振り込まれる私的預金口座に入金され個人の財産として一元的に管理・使用できる状態になっていたことから、私的流用があったと判断した。

不正に購入した物品は、正当に研究目的に使用した事実が客観的に示されず、また、自宅に持ち帰った理由についても真実性がなく、退職時に返却せず自宅に置き続けていた事実から、私的流用と認定した。

【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

(1) カラ出張

学会事務局へ参加有無の確認を行った結果、学内研究費及び共同研究費による 48 件の学会出張（旅費合計 3,714,950 円）で学会参加の確認が得られなかったことからカラ出張と認定した。

(2) 目的外使用

(ア) ダイエット食品

科学研究費助成事業について、211,680 円は研究に使用したことが確認されたが、科学研究費助成事業とは関係のない研究であったため目的外使用と認定した。

科学研究費助成事業のうち 230,580 円と学内研究費及び共同研究費で購入した 1,110,711 円は研究に使用したことを示す証拠が存在せず、ネットオークションで転売した可能性を示す証拠が見つかり、目的外使用（私的流用）と認定した。

B 教授は、自らが代表者である科研費の管理を怠り、A 元准教授にすべてを任せ、研究費の使途を把握していなかったことで A 元准教授による不正使用を許したことから、不正使用に直接関与

していないが、研究代表者としての善管注意義務違反であり、不適切な行為と認定した。

C 教授は、A 元准教授から言われるままにダイエット食品を購入し、すべてを A 元准教授に渡して、購入品の管理に関与しなかったことから、研究分担者としての善管注意義務違反であり、不適切な行為と認定した。

(イ) 活動量計

科学研究費助成事業で 24 個購入（単価 3,240 円）したうち、14 個については科学研究費助成事業とは異なる研究の被験者に使用したことが判明し、10 個については研究目的に使用したことを裏付ける客観的な証拠が存在しなかった。さらに同一規格品 3 個がネットオークションに出品されていたことが判明したことから、活動量計 24 個 77,760 円を目的外使用であったと認定し、うち 10 個 32,400 円は私的流用であったと認定した。

(ウ) その他

平成 25 年度以降令和元年度までに学内研究費及び共同研究費で購入した HDD/SSD 合計 38 台、タブレット端末、冷凍庫等 1,664,778 円につき、ネットオークションに出品したり、無断で自宅へ持ち帰り、退職後も所持し続けていたことから私的流用と認定した。

◇不正の発生要因と再発防止策

【発生要因】

A 元准教授の所属した動物実験センターは他の教育研究施設から離れて独立した建物で、組織的にも動物実験センター所長は医学部教授の兼任でセンターに常駐しておらず、専門的な業務に従事する動物実験センター内においてはここに長期間勤務する A 元准教授が日常業務について実質的に単独で裁量を働かすことができる立場にあった。今回の調査において、事務部内でのチェック機能が働いていなかったことと、当該部門に長期間勤務する教員に対して、その部下にあたる他の教職員が強く意見を言えない状況になっており、会計手続き上で問題があることに気づいても、それを指摘・是正できるような関係になかったことが確認された。その結果、適正な検収ではないことを知りつつも、当該教員の指示に従わざるを得なかった。

【再発防止策】

(ア) 研究不正防止意識の向上

日本学術振興会の研究倫理eラーニングコース研修の毎年受講は継続する。科学研究費助成事業応募申請等に係る学内説明会において、今回の不正事例を具体的に取り上げて注意喚起を行う。本学における教職員向けのホームページへ掲載し、予算執行に係る研究者の責任や不正行為に対する処分ルールの更なる周知を図る。

(イ) 研究活動の不正防止及び研究倫理リーフレットの見直し

平成27年度から作成し、毎年内容の見直しを行っている本リーフレットに今回の不正事例に関する事項を追加し、更なる不正防止意識の向上を図る。

(ウ) 研究費使用マニュアルの見直し

「久留米大学競争的研究費等に係る研究費使用マニュアル」に今回の不正事例に関する事項を追加し、注意喚起を更に徹底する。

(エ) 取引業者に対する研究費不正使用防止協力要請

毎年度実施する取引業者向けの研究費不正使用防止講習会の説明内容に、大学以外への納品は原則行わないことを追加し周知する。また、取引業者向けに配布している研究費不正防止リーフレットにも大学以外への納品は原則行わないことを追加して記載する。

(オ) 換金性の高い物品の管理の改善

備品管理を行わない10万円未満のパソコンやタブレット端末、プリンタ、HDD、SSD等の購入時に管理台帳に記録し、物品には管理シールを貼付け大学の所有物であることを明示する。翌年度以降に一定割合を無作為抽出して現物確認を行う。

(カ) 出張に関する管理体制の改善

学内研究費や共同研究費による出張についても、「久留米大学競争的研究費等に係る研究費使用マニュアル」の取扱いに準じ、旅費等の不正使用を防止するために以下のとおり対応することとする。また、出張業務内容の定期的な監査を実施することとし改善を行う。

- ・用務に参加したことが分かる書類等の提出
- ・旅費を使用したことの証明書等の提出（航空券半券（搭乗券）または搭乗証明書等）
- ・出張業務内容の定期的な監査

（キ）相談窓口に関する周知

全教員に対し、学内の予算執行や競争的資金等の予算執行について不明な点があれば、必ず事務担当者に相談・確認することを、教授会等を通じ年2回の周知を行う。

（ク）印鑑の管理体制の強化

印鑑の管理につき内部監査の体制を強化した。

（ケ）毒物・劇物の管理状況調査の実施

毒物・劇物については、内部監査室が無作為抽出して抜き打ち的に管理状況の調査を実施する。

（コ）不正支出に関する書面調査の実施

久留米大学の全研究者に対して、研究費の不正支出を行った者がいないかについての書面による調査を実施し、検収担当者に対して、不適切な検収を行っていないかについての書面による調査を実施する。

（サ）動物実験センターの管理体制強化

動物実験センターの管理と運営体制を見直し、適正な管理と不正防止が機能する体制を整えた。

◇その他（研究機関が行った措置）

・関係者の処分

久留米大学教職員就業規則に基づき、人間健康学部のB教授を出勤停止20日の懲戒処分、医学部のC教授を嚴重注意処分とした。医学部動物実験センターのA元准教授は大学による調査以前に退職しているため、学内規程が適用されず、懲戒処分の対象にならないが、今後、所定の手続きを経て厳正に対処する予定。

・交付中又は委託契約中の公的研究費の取扱い

人間健康学部B教授及び医学部C教授に対し、科研費の一時的執行停止を行った。

・刑事告発

医学部動物実験センターA元准教授を被告訴人として、刑事告訴を検討する。

・本件の公表状況

令和3年8月30日 久留米大学ホームページに公表（氏名公表あり）

◇番号：202105

◇研究機関名	山形大学	◇不正の種別	目的外使用
◇不正が行われた年度	令和元年度～令和２年度	◇最終報告書提出日	令和３年１２月２８日
◇不正に支出された研究費の額	19,793,833 円	◇不正に関与した研究者数	２人

◇経緯・概要

【発覚の時期及び契機】

令和２年９月から複数回にわたり、山形大学教職員から自身が所属する研究室において競争的資金等の不正使用がある、との通報が通報窓口寄せられた。

【調査に至った経緯等】

予備調査の結果を受け、本調査が必要と認められると判断し、最高管理責任者（学長）が本調査の実施を決定した。

◇調査

【調査体制】

調査委員会（学内委員５名、学外委員（公認会計士）１名）を設置して、調査を実施した。

【調査内容】

・調査期間

令和２年１２月２５日から令和３年１２月２８日

・調査対象

対象者：有機エレクトロニクス研究センターに勤務する教職員６名

対象課題及び年度：

【調査対象年度 平成３０年度～令和２年度】

配分機関	国立研究開発法人 科学技術振興機構（ＪＳＴ）
事業名 （研究タイプ）	研究成果展開事業 産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム （オープンイノベーション機構連携型） （ＯＩ－ＯＰＥＲＡ）

【調査対象年度 平成２８年度～令和３年度】

配分機関	国立研究開発法人 科学技術振興機構（ＪＳＴ）
事業名 （研究タイプ）	研究成果展開事業 産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム （ＯＰＥＲＡ）

【調査対象年度 平成２５年度～令和２年度】

配分機関	国立研究開発法人 科学技術振興機構（ＪＳＴ）
事業名	研究成果展開事業 センター・オブ・イノベーション（ＣＯＩ）プログラム

【調査対象年度 令和元年度～令和２年度】

配分機関	国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所（うみそら研）
事業名 プログラム名	戦略的イノベーション創造プログラム（ＳＩＰ） 「スマート物流サービス」に係る研究開発

【調査対象年度 平成30年度～令和2年度】

配分機関	国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)
事業名 プログラム名	戦略的イノベーション創造プログラム (SIP) 第2期

及び類似課題2件

対象経費：上記課題の人的費、設備購入費及び通報のあった人的費に関連する旅費について調査。

・調査方法

書面調査、通報者及び調査対象者その他関係者へのヒアリング調査

◇調査結果

【不正の種類】

研究費の目的外使用

【不正の具体的な内容】

・動機、背景

当該研究室では、基盤研究の推進とともに事業化を目指した企業等との共同研究・応用研究を進めていくため、多くの外部資金の獲得と研究者、技術者を雇用し、急速に業務及び体制が拡充されていった。こうした中で、以下のような課題が生じていた。

- ・業務及び体制が拡充されていく中、研究者等の適切なマネジメントが困難な状況
- ・コミュニケーションの困難さから、教職員間の人間関係の希薄さや軋轢などが生じていた
- ・多くの外部資金を獲得する一方で業務が多岐にわたるとともに、複雑化することによって、研究工程管理、執行管理が困難な状況
- ・研究プロジェクトを推進するための研究装置・設備の整備について、計画的なマネジメント、管理が困難な状況

・手法

各外部資金プロジェクトの研究計画を逸脱、または経費の使用ルールを拡大解釈して経費を執行した目的外使用、不適切な事務処理手続き等

・不正に支出された研究費等の種類、額及びその用途

資金の種類別	不正使用額	不正が行われた年度	不正に関与した研究者数
研究成果展開事業	5,654,276 円	令和元年度～令和2年度	1人
戦略的イノベーション創造プログラム	9,149,957 円	令和元年度～令和2年度	2人
戦略的イノベーション創造プログラム第2期	4,989,600 円	令和元年度	1人
計	19,793,833 円		2人

・私的流用の有無

書面調査及びヒアリング調査の結果、研究費はすべて研究遂行のために使用されており、調査協力者に対して行ったアンケート調査結果においても私的な目的での支出や、還流行為は確認されなかった。

(以下、不正等に関与した研究者2名を「X教員」「Y教員」と表記。)

【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

1. 人件費

X教員が雇用契約の変更手続きが必要であることを認識していなかったことに加え、人事担当事務も同様に変更手続きが必要であることに思い至らなかったため、雇用契約と雇用財源に齟齬が生じたものとして、また、一部事業については雇用財源と業務実態は一致していないものとして、雇用経費の一部

が不正使用（目的外使用）となっていたと判断した。

Y教員については、雇用者の作業月報を、雇用者本人ではなく、管理的な立場にあるY教員が作成しており、本人が了承していない、実際に行っていない業務が記載された作業月報が提出され、手続きが極めて不適切であったものと判断した。

雇用財源に対し、明確に専従していたことが証明できない期間については、不適切な経費使用と判断した。

2. 設備購入費

スクリーン印刷機は、装置と研究計画は関連性があるが、結果的に本来の目的である業務には、ほとんど装置が使用されていない状況から、不適切な経費使用と判断した。

六軸ロボット装置については研究計画に位置付けられておらず、購入財源と使用実態も一致していないため、不正使用（目的外使用）の状況になっていたものと判断した。

液滴観察装置については、異なる事業の財源から購入されており、使用実態が一致していないため、不正使用（目的外使用）の状況になっていたものと判断した。

なお、これらの設備購入費に係る最終決定についてはX教員が行っており、同氏により本不正事案が生じたものと判断した。

◇不正の発生要因と再発防止策

【発生要因】

- ・不正等に関わった研究者が所属する研究室では、多くの外部資金の獲得と研究者、技術者を雇用し、急速に業務及び体制が拡充していた。
- ・不正等に関わった研究者は、外部資金の使用ルールを都合良く解釈して経費を執行。
- ・意思決定が特定の研究者に集中し、適切なマネジメント体制が取られていなかった。
- ・標準作業手順が定められていなかったこと、その手順が守られているかチェック機構が存在していなかった。

【再発防止策】

- ・今回問題となった人件費、設備購入費の目的外使用の事例が他プロジェクトなどにおいてもないか、全学で以下の事項について緊急点検を実施。
 - プロジェクトの事業計画と雇用計画との整合性確認
 - 雇用契約書等の業務内容であるかの確認を定期的実施
 - プロジェクトの事業計画と設備購入計画との整合性確認
 - 年度途中の設備使用状況等の確認（チェックシートによる書面確認、ヒアリング調査の実施等）
- ・本不正事案の発生要因を踏まえ、「研究費不正防止対策強化月間」を設定して、経費使用の適正化のための取組や、意識改革のための啓発活動等を推進。
- ・学長から研究費不正防止に対する強い決意表明を示すとともに、学内会議や各部局における会議等で周知を徹底
- ・全教職員を対象としたコンプライアンス研修を実施し、今回事案の発生要因を含め説明及び注意喚起を行う。また今後は研究倫理に関する研修との連携を図り、相乗効果を図る。
- ・会計事務従事者を対象とする研修を実施し、実務的な内容に加え、本事案を含む研究費不正使用事案の紹介など不正防止に向けた内容を付加し、再発防止に努める。
- ・山形大学が定める「競争的資金等に係る事務処理手続きに関する本学内外からの相談を受け付ける窓口」において半期に1回程度、様々な研究費不正事例の紹介、研究費使用に関する注意喚起、教員からの相談を受けるなどの取組を集中的に行う日を設定する。
- ・採用時または雇用契約更新時に会計・研究事務職員から被雇用者に対し、勤務条件や出勤表、研究費配分機関提出書類等についての記入・押印といったルールを直接説明するようにする。

- ・「業務内容、勤務形態等の実態が合意された業務を逸脱しない。」ことを担保するため、非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理について、事務部門が定期的に面談や出勤簿・勤務内容の確認等を行うとともに、申請した事業計画書との整合性を相互牽制が機能するよう複数人で確認した上で、責任者を明確にして確実に部局長に報告させるなど、PDCAが機能する具体的な仕組みを検討し、実施する。
- ・また、雇用者に求めている月報について、プロジェクト名等・実務内容を明確に記載するような様式に修正することを検討する。
- ・装置・設備が目的に沿って適切に利活用されているかを確認するため、事務部門が主たる使用者及びその管理的立場にある者に対し、使用状況について定期的に確認を行うとともに、申請した事業計画書との整合性を事務部門と研究者によるダブルチェックで確認する仕組みや、研究者間で相互に使用状況を確認する仕組みなど、PDCAが機能する具体的な仕組みを検討し、実施する。
- ・学内監査は監査項目を設定した上で、全学の各部局に対して定期的・継続的に実施してきたところだが、今後実施する学内監査においては、米沢キャンパスにおける研究費執行について集中的に監査を実施する。

◇その他（研究機関が行った措置）

・本件の公表状況

令和4年3月18日 記者会見を行うとともに山形大学ホームページに公表。

・関係者の処分

競争的資金等の不正使用を行ったため、「国立大学法人山形大学教職員懲戒規則」に基づき、X教員を懲戒処分（停職3月）（令和4年6月9日付）とした。